



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第82号 (2010年1月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会
(12月10日)

目次

【トピックス】

- 中小企業金融円滑化法について 2
- 金融審議会金融分科会基本問題懇談会について 5
- 主要行等の平成21年9月期決算の概要について 6
- 地域銀行の平成21年9月期決算の概要について 6
- 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について 7
- 「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加について 8

【法令解説等】

- 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について 9
- 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等の概要について[国際会計基準の任意適用関係] 10

【お知らせ】 12

【金融ここが聞きたい！】 16

【11・12月の主な報道発表】 18

【トピックス】

中小企業金融円滑化法について

平成 21 年 11 月 30 日に、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」が国会で可決・成立し、12 月 3 日に公布・同月 4 日より施行されました。本法の施行に併せ、法律の政府令、監督指針、検査マニュアルについても、11 月 30 日以降、パブリック・コメント手続きを経て、12 月 4 日より施行されています。

今般施行された政府令、監督指針、検査マニュアル等について、その主要部分の概要は、以下のとおりです。

※ なお、パブリック・コメントに寄せられたご意見を踏まえ、一部技術的な修正を行っています。

【政府令】

- 貸付条件の変更等の対象となる中小企業者の範囲（施行令）
中小企業金融円滑化法は、中小企業基本法等を元に、「中小企業者」の範囲を定めていますが、更に、業種の特性に鑑み、中小企業として追加あるいは除外されるべき者を規定しています。
- 金融機関が緊密な連携を図る者（内閣府令）
中小企業金融円滑化法は、金融機関が、連携して貸付条件の変更等を行う者として、日本政策金融公庫、信用保証協会等を例示していますが、その他、緊密な連携を図る者として、商工中金等を規定しています。
- 金融機関に義務付けられている開示・当局への報告の方法等（内閣府令）
中小企業金融円滑化法は、金融機関に定期的な開示及び当局への報告を求めています。開示・報告の頻度（銀行は四半期、その他の金融機関は半期）や、その内容（貸付条件の変更等の申込みや実行/謝絶等の件数・金額など）を規定しています。

【中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針】

- 貸付条件の変更等の申込みに対する対応等
貸付条件の変更等の申込み等に対する対応について、金融監督上の評価項目を規定しています。主な着眼点は以下のとおりです。
 - ① 債務者から貸付条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、真摯に対応している。また、債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して申込みを取り下げさせていないか。
 - ② 貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係並びに債務者の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を具体的かつ丁寧に説明しているか。
 - ③ 中小企業者との協議に当たり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論しているか。また、経営再建計画を策定する意思のある中小企業者から要請がある場合には、その策定を支援しているか。
 - ④ 経営再建計画を策定した場合には、その進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて中小企業者に対して助言を行っているか。
 - ⑤ 他の金融機関から借入れを行っている中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、中小企業者の同意を前提に、金融機関間で相互に情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めているか。
 - ⑥ 中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、他の金融機関が当該中小企業者に対して貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、できる限りこれに応じるよう努めているか。
 - ⑦ 条件変更対応保証の利用に先立って、中小企業者の事業についての改善又は再生に向けた真摯

な検討を行うなど、その制度の趣旨を踏まえた対応がなされているか。

- ⑧ 貸付条件の変更等を行った中小企業者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。
- ⑨ 住宅資金借入者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、債務者の財産及び収入の状況を勘案しつつきめ細かく相談に応じているか。

○ 金融機関の体制整備

金融機関の体制整備について、金融監督上の評価項目を規定しています。主な着眼点は以下のとおりです。

- ① 金融機関による債務の弁済にかかる負担の軽減に資する措置の実施に関する方針（基本方針）を策定しているか。
 - ・ 貸付条件の変更等に関する取組み方針や態勢整備（経営陣による主導性とコミットメントを含む。）について具体的に記載しているか。
 - ・ 法の施行日前における対応との違いがある場合には、その内容を明確かつ具体的に記載しているか。
- ② 貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備しているか。
- ③ 貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口を本部に設置しているか。また、各営業店において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢を整備しているか。
- ④ 営業店の評価、その他業績評価等の基準が、基本方針と整合的なものとなっているか。基本方針に沿わない対応を懲罰するような評価基準となっていないか。
- ⑤ 本部及び営業店において、貸付条件の変更等を行った中小企業者の経営状況に関する期中管理（継続的なモニタリング、経営相談、経営指導等）を適切に行うための態勢を整備しているか。

【金融検査マニュアル】

- マニュアルの改定に当たっては、マニュアルの構成及び内容を従来のリスク管理中心のものから、
 - ① 金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化、
 - ② 金融機関の健全性の維持・向上の2点を柱としました。

具体的には、①経営管理（ガバナンス）に加え、②新たに、金融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を内容とする「金融円滑化編」を新設するとともに、③既存の法令等遵守、顧客保護等やリスク管理の部分を「リスク管理等編」としてまとめました。なお、経営管理（ガバナンス）やリスク管理等編についても、金融円滑化の観点から所要の改正を行っています。

○ 金融円滑化編について

金融円滑化編は、上記のとおり金融機関におけるコンサルティング機能の発揮や金融円滑化一般を内容としています。また、中小企業金融円滑化法に規定された条件変更等の努力義務や体制整備義務についての検証項目も金融円滑化編に記載しています。

なお、金融円滑化は、金融機関の重要な役割の一つであることから、法の期限が到来した後の検査においても、一般に金融円滑化に役立つ部分は、金融円滑化編を適用します。

具体的には以下のとおりです。

- ① 金融機関のコンサルティング機能の発揮について
 - ・ 金融機関において、債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善計画の策定支援等に対する取組みの方針が規定されているか。
 - ・ 継続的な企業訪問等を通じて、取引先である中小企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む債務者の経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
 - ・ 取引先である中小企業について、きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。
 - ・ ビジネスマッチングや M&A に関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。

② 金融円滑化の適切な実施について

- ・ 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、迅速な検討・回答に努めているか。また、謝絶又は資金回収を行う場合には、可能な限り根拠を示して顧客の理解と納得を得るための説明に努めているか。
- ・ 顧客に対する説明においては、顧客の事情をきめ細かく把握して迅速に対応するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況に応じて対応しているか。
- ・ 本部への貸付条件の変更等に係る独立した苦情相談窓口の設置及び営業店等において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢の整備を適切に実施しているか。
- ・ 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握し、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。
- ・ 当局が定めるマニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。

また、「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト」を改定し、営業部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える体制を整備しているかを検証することとしています。

③ 法で求められる体制整備等について

- ・ 中小企業者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応すること等について、法で定める方針を適切に策定しているか。
- ・ 法を踏まえ、中小企業者からの貸付条件変更等に関する申込みや相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう必要な体制を整備しているか。
- ・ 法に基づく金融円滑化の状況に関する開示や当局への報告について、適切なものとなっているか。

【条件変更を行っても不良債権に該当しない要件の拡充】

これまで、条件変更を行うと不良債権になってしまうことが、金融機関が取引先からの貸付条件変更についての申出に対して、積極的な対応を行えない場合があることの理由の一つとされてきました。この点については、昨年の 11 月 7 日、経営改善に時間がかかる、経営改善計画策定能力に乏しい、といった中小企業の実態を踏まえ、①経営改善にかかる期間を 3 年以内から 5 年以内（最長 10 年以内）に緩和し、②経営改善計画を策定していなくても、金融機関と債務者が合意した今後の資産売却や経費削減の予定等があれば、金融機関が作成・分析した資料で経営改善計画と同様に扱えることになりました。

しかしながら、中小企業については、マンパワーの不足等により、迅速な経営改善計画の策定が困難である場合があります。このため、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定し、最長 1 年以内に経営改善計画等を策定することが見込まれるときには、計画等の策定を条件変更した時点から最長 1 年間猶予し、その間は不良債権に該当しないこととしました。

計画策定の猶予期間中（最長 1 年間）に、金融機関がコンサルティング機能を発揮し、中小企業と金融機関とが協力して経営改善計画を策定することが期待されます。

なお、「経営改善計画等を策定することが見込まれるとき」とは、金融機関と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営改善のために活用できる資源など（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営改善計画を策定する意思がある場合です。

また、経営改善計画等の策定に当たっては、今後の資産売却予定や経費の削減予定等のリストラが必ずしも必要ではなく、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案することを明確化しました。

さらに、他の金融機関（日本政策金融公庫・信用保証協会等を含む）が策定を求める経営改善計画等がある場合には、その計画等をもとに金融機関が経営改善の見込みを判断することができます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する施行令、内閣府令等の公表について（平成 21 年 12 月 3 日）](#)及び[中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針、金融検査マニュアル等の公表について（平成 21 年 12 月 4 日）](#)にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会基本問題懇談会について

平成 21 年 12 月 9 日、金融審議会金融分科会基本問題懇談会において、「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」がとりまとめられました。同懇談会では、本年 7 月より 8 回にわたり審議を行い、今次の金融危機を踏まえて、今後の我が国金融システムのあり方について検討が行われました。基本問題懇談会報告は、同懇談会における検討結果をとりまとめたものです。

<報告の概要>

今次の米国発の金融危機は、各国の金融・資本市場と世界経済に大きな影響を及ぼした。そうした中で、我が国の金融システムそのものは欧米諸国に比べると相対的には安定しているが、実体経済、株価、企業金融、国債レボ市場等、いくつかの分野において、金融危機は深刻な影響を及ぼし、一部では今なお影響が続いている。

1990 年代のいわゆるバブル経済の崩壊以降、我が国は銀行部門、市場部門双方の発展を期する複線的な金融システム構築を指向し、今日に至っている。しかしながら、依然として銀行部門の比重の大きいことが、今次の金融危機の初期の影響を軽減した一方で、その後の影響が各国に比して相対的に大きなものとなった一つの背景となっている。

こうした状況を踏まえ、我が国においては、株価変動やその他の市場の急変等に対する銀行部門の耐性を高めるとともに、銀行部門の金融仲介機能の更なる充実と市場部門の金融仲介機能の強化を図るという課題が、改めて明らかにされた。

具体的には、まず、担保による信用保全に依存してきたとされる銀行部門の金融仲介機能の改革が急務であり、銀行が企業の価値創造を支援するバリューアップ型の業務を指向することが期待される。銀行部門の社会的責任という視点が改めてクローズアップされ、銀行部門による金融仲介機能の意義も再認識されている。

同時に、依然としてウェイトの低い市場部門による金融仲介機能を強化し、バランスのとれた金融システムを構築する必要がある。換言すれば、1990 年代から続いている複線的金融システム構築の取組みを継続することであり、これは国民の資産形成に貢献することも企図したものである。

国内外の相対的な認識や対応の差異はあるにせよ、各国は市場発の金融危機の要因となりうる不均衡の蓄積予防と危機伝播の抑制に関する方策を講じることに協調して取り組んでいる。

今後もそうした取組みを進める必要があるが、同時に、新たに生じる金融危機の潜在的リスクに対してもこれまでの経験と知見を活かすことが求められる。この関連で、例えば、排出量取引に関しても、経済活動への影響を踏まえつつ、取引の適正性や透明性などが確保されるよう、国際的な取引ルール、会計基準、監視体制等の構築について、我が国として積極的に貢献していくことが重要である。

また、主要国による銀行部門の健全性向上に向けた新たな取組みが、かえって実体経済や金融仲介機能に悪影響を及ぼさないようにすることも重要な課題である。特に、世界経済に占める比重の大きい、我が国を含めた G 20 主要国の経済に対して、過度な影響をもたらすことは、世界経済全体にとって望ましいことではなく、段階的、現実的な対応が求められる。

さらに、個別金融機関の健全性に着目する金融監督に加え、金融機関や金融市場の相互連関等に着眼した規制・監督の充実を図ることも重要である。

以上を踏まえ、今後の金融システムの構築に際しては、適合性（Suitability）、持続可能性（Sustainability）、安定性（Stability）の「3つのS」の視点が重要である。

加えて、我が国においては、今次の金融危機の実体経済への波及が、主要国の中でも相対的に深刻なものとなっていることにかんがみ、実体経済への波及経路を制御する政策的工夫に腐心している。

もっとも、こうした取組みの結果として、財政的、金融的不均衡が我が国経済に更なる不健全な影響をもたらさないように、政府及び中央銀行は細心の注意を払わなくてはならない。各国とも巨額の財政赤字と非伝統的金融政策という現実と直面し、従来の経済理論や経済政策では対応しきれない政策フロンティ

アへの創造的挑戦が求められている。とりわけ、我が国ではその傾向が強く、政策フロンティアへのパイオニア的対応が期待される。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告の公表について」](#)（平成 21 年 12 月 9 日）にアクセスしてください。

主要行等の平成 21 年 9 月期決算の概要について

主要行等の平成 21 年 9 月期決算の発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、12 月 2 日に公表しました。

以下、主要行等の平成 21 年 9 月期決算の概要について説明します。

1. 収益の状況

銀行の本業の儲けを表す実質業務純益は、業務粗利益の伸び悩みにより、ほぼ前年同期並み（1.4 兆円）となりました。

当期純利益は、与信関係費用や保有株式の減損処理が減少したことなどにより、平成 20 年 9 月期対比 53.4%の増益（0.5 兆円）となりました。

2. 財務の健全性の状況

不良債権比率は、平成 21 年 9 月期 1.9%となり、平成 21 年 3 月期対比 0.2 ポイント増加しました。自己資本比率については、14.3%となりました。平成 21 年 3 月期対比 1.9 ポイント増加しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「主要行等の平成 21 年 9 月期決算の概要」](#)（平成 21 年 12 月 2 日）にアクセスしてください。

地域銀行の平成 21 年 9 月期決算の概要について

地域銀行の平成 21 年 9 月期決算の発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、12 月 2 日に公表しました。

以下、地域銀行の平成 21 年 9 月期決算の概要について説明します。

1. 損益の状況

実質業務純益は、債券等関係損益の改善等により、前年同期に比べ 19.7%の増益となりました。

中間純利益は、実質業務純益の増益に加え、不良債権処理及び株式等の減損処理の減少等により、前年同期に比べ 152.6%の増益となりました。

2. 不良債権の状況

不良債権額、不良債権比率ともに 21 年 3 月期と同水準です。

3. 自己資本比率の状況

自己資本比率は 21 年 3 月期に比べ上昇しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「地域銀行の平成 21 年 9 月期決算の概要」](#)（平成 21 年 12 月 2 日）にアクセスしてください。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の 保有額等について

平成 21 年 12 月 4 日、金融庁では、我が国の預金取扱金融機関について、本年 9 月末時点におけるサブプライム関連商品等及び金融安定化フォーラム（FSF）報告書（2008 年 4 月）における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有額等を取りまとめ、公表しました。

サブプライム関連商品等については、9 月末において、我が国の預金取扱金融機関全体で、保有額は約 3,410 億円（6 月末比 約▲660 億円）、評価損は約 240 億円（同 約▲460 億円）、平成 19 年 4 月から平成 21 年 9 月末までの実現損の累計額は約 1 兆 460 億円（同 約+60 億円）となりました。

他方、証券化商品等全体については、9 月末において、保有額は約 16 兆 9,190 億円（6 月末比 約▲1 兆 300 億円）、評価損は約 3,350 億円（同 約▲1,920 億円）、実現損の累計額は、約 2 兆 5,730 億円（同 約▲420 億円）となりました。

このように証券化商品等全体で評価損が減少した原因については、様々な要因が重複して影響したものと思われますが、主として預金取扱金融機関において、減損処理や売却等が進められたことなどによるものと考えられます。

金融庁では、平成19年9月末以降、我が国預金取扱金融機関全体におけるサブプライム関連商品等や証券化商品等の保有状況(※)を、統一した基準の下に開示してきました。

こうした取組みは、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱が証券化商品等を通じて我が国の金融システムに与える影響についての理解の一助となるものであると考えています。

金融庁としては、情報発信の取組みをこれからも推進し、金融システムの現状や金融行政の考え方に容易にアクセスできる環境の整備を引き続き図ってまいりたいと考えています。

(※) FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有状況については、平成20年3月末時点より集計・公表しています。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について （平成21年9月末時点）

※下段（ ）書きは平成21年6月末の数値（単位：10 億円）

	（21年3月末） 自己資本	（21年3月末） 実質集約	（21年9月末） 株式評価益	サブプライム関連商品等保有額					サブプライム関連の ABCP プログラム	
				簿価 (9月末)	評価損益 (▲)	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累計))	簿価 (9月末)	評価損益 (▲)	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累計))	エクスポージャー
大手行等	23,305	2,264	1,409 (1,288)	306 (359)	▲19 (▲62)	▲958 (▲953)	18 (17)	0 (0)	▲322 (▲323)	—
地域銀行	13,097	1,143	1,121 (1,195)	21 (28)	▲3 (▲5)	▲53 (▲52)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,518	489	547 (▲86)	14 (19)	▲1 (▲2)	▲35 (▲34)	—	—	—	—
合計	47,920	3,896	3,077 (2,397)	341 (407)	▲24 (▲70)	▲1,046 (▲1,040)	18 (17)	0 (0)	▲322 (▲323)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりがない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成をおこなっている、もしくは、組成に関連する融資を行っているビジネスを指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外国信託銀行等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの数値であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について（平成21年9月末時点）

※下記()書きは平成21年9月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額										CLO/CMO ^①		RMBS ^②		CMBS		レバレッジドローン		合計													
	うちCDO					うちRMBS					その他		小計		保有額	評価額	保有額	評価額	保有額	評価額	保有額	評価額	保有額	評価額								
	保有額	評価額	劣化率 (劣化率:劣化率 率:劣化率)	劣化率 (劣化率:劣化率 率:劣化率)	劣化率 (劣化率:劣化率 率:劣化率)	保有額	評価額	劣化率 (劣化率:劣化率 率:劣化率)	劣化率 (劣化率:劣化率 率:劣化率)	劣化率 (劣化率:劣化率 率:劣化率)	保有額	評価額	保有額	評価額											保有額	評価額	保有額	評価額	保有額	評価額	保有額	評価額
大手行等	60 (56)	0 (▲6)	▲642 (▲548)	188 (227)	▲19 (▲48)	229 (220)	58 (65)	▲1 (▲9)	88 (358)	306 (▲62)	4,372 (4,736)	▲234 (▲329)	688 (688)	3,004 (3,028)	▲15 (▲47)	339 (347)	1,884 (1,943)	▲40 (▲60)	▲64 (4,704)	▲142 (14,770)	▲308 (▲474)	2,18 (2,22)										
地域銀行	0 (4)	0 (▲2)	▲49 (▲45)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (28)	▲3 (▲5)	▲4 (▲5)	21 (28)	93 (114)	▲2 (▲5)	197 (198)	767 (813)	▲5 (▲6)	29 (28)	323 (338)	▲9 (▲8)	7 (7)	14 (15)	0 (0)											
協同組織 金融機関	0 (1)	0 (▲2)	▲32 (▲32)	0 (0)	0 (0)	14 (18)	▲1 (▲2)	▲3 (▲3)	14 (18)	▲1 (▲2)	877 (927)	▲4 (▲18)	161 (166)	707 (738)	1 (2)	22 (21)	162 (166)	▲4 (▲4)	8 (8)	20 (21)	1,780 (1,872)											
合計	61 (73)	0 (▲6)	▲722 (▲708)	188 (227)	▲19 (▲48)	229 (220)	83 (107)	▲5 (▲18)	85 (92)	341 (407)	5,341 (5,777)	▲240 (▲302)	1,048 (1,061)	4,477 (4,579)	▲18 (▲54)	▲289 (2,447)	▲33 (▲32)	▲51 (4,740)	▲141 (17,949)	▲325 (▲527)	2,51 (2,58)											
(参考) 商品別毀損率	▲91.19% (▲90.82%)					▲54.63% (▲55.50%)					▲74.39% (▲74.20%)		▲10.34% (▲18.39%)		▲5.88% (▲6.11%)		▲4.47% (▲4.50%)		▲2.44% (▲2.97%)		▲13.41% (▲13.81%)											
	▲19.01% (▲19.71%)					▲32.86% (▲33.94%)					▲19.01% (▲19.71%)		▲32.86% (▲33.94%)		▲9.28% (▲10.01%)		▲2.88% (▲3.00%)		▲2.08% (▲2.10%)		▲21.02% (▲21.42%)											

直線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(9月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2) 上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動する。

(注3) CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4) RMBSには政府支援機関(わが国の住宅金融支援機構を含む)等のモーゲージ債は含まない。

(注5) レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6) 上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約350億円)が公表されている。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について（平成21年9月11日）](#)にアクセスしてください。

「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加について

1. 経緯

本年7月3日、当局として、法令解釈等の明確化を図り、利用者にとっての透明性・予測可能性の向上を図る「ベター・レギュレーション」の一環として、「株券等の公開買付けに関するQ&A」（6問）を公表しました。

その後、更なる内容の拡充を求める声が寄せられていたところ、この度、平成22年1月1日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法第51号）が施行されることから、これに関連する質問・回答（5問）を追加しました。

2. Q&Aの内容

改正独禁法により、一定規模以上の株式取得について公正取引委員会への事前届出が義務付けられることから、金融商品取引法上の公開買付制度との関係を整理する観点から以下の質問・回答を追加しました。

① 公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合や裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことはできますか。

⇒ 通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

② 公開買付期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことはできますか。

⇒ 通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

③ 独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。

⇒ 事前相談において独占禁止法上問題ない旨の回答を受けることが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

④ 公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。

⇒ 公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けている場合、公開買付期間中に措置期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

⑤ 公開買付期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付期間を延長することはできますか。

⇒ 公開買付期間が 60 営業日を超えない限り延長することができますが、60 営業日を超えて延長することはできません。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「株券等の公開買付けに関する Q&A」の追加について（平成 21 年 11 月 26 日）](#)にアクセスしてください。

【法令解説等】

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正（案） に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正（案）について、平成 21 年 7 月 10 日から 8 月 10 日にかけて広く意見の募集を行い、11 月 20 日にパブリックコメントの結果を公表しました。改正ガイドラインは、同日に公布・施行されています。

改正内容の概要は以下のとおりです。

1. リスクに応じた安全管理措置等

個人情報取扱事業者が個人データの漏えい等の防止のために講ずべき安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督について、漏えい等した場合の本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮して、事業の性質、個人データの取扱状況等に応じた適切な措置を講ずることを求めることとしました。

2. 消費者保護の観点からプライバシーポリシー等に盛り込む事項

個人情報取扱事業者が策定・公表しているプライバシーポリシー等に、消費者保護の観点から、以下に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましいとしました。

- ・ 本人からの要請による個人情報の利用停止（例、ダイレクトメールの発送停止）
- ・ 個人情報の取扱いの委託状況の透明化の推進
- ・ 顧客の種類毎の利用目的の限定及び本人の選択による利用目的の限定
- ・ 個人情報の取得元又はその取得方法の明記

3. 主務大臣の権限行使の対象の明確化

ガイドライン中の規定において義務規定と努力規定を明確にし、新たに、「「勧告」、「命令」及び「緊急命令」についての考え方」の規定を設け、個人情報保護法に基づく金融庁長官の権限行使の手続きを記載しました。

4. ガイドラインを分かりやすくするための具体例等の追加

ガイドラインをより分かりやすいものとするために具体例等の追加を行いました。例えば、利用目的の制限、第三者提供の制限の例外となる法令に基づく場合の例示として、証券取引等監視委員会の犯則調査、弁護士法に基づく弁護士会の照会を追加しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成21年11月20日）](#)にアクセスしてください。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等の概要について〔国際会計基準の任意適用関係〕

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」について、平成21年6月30日から7月30日まで、広く意見の募集を行いました。いただいた意見等を踏まえて修正し、12月11日に改正内閣府令を公表しました。

この改正により、一定の要件を満たす国内会社（「特定会社」という。）は、平成22年3月31日以後に終了する連結会計年度から、指定国際会計基準に従って連結財務諸表を作成することが可能となります。改正府令の概要は以下のとおりです。

1. 任意適用の対象会社

指定国際会計基準を適用するためには、国際的な財務活動又は事業活動を行う国内会社として、次の(1)及び(2)の要件を満たすことが必要です。

(1) 次の要件のすべてを満たすこと

- ① 発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること
- ② 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- ③ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること

②に関しては、開示府令及びそのガイドラインにおいて具体的に記載することが求められています（開示府令第二号様式記載上の注意(59)e、同ガイドライン5-19-2）。

③に関しては、開示府令において、体制の整備の具体的な内容を有価証券報告書に記載することが求められています（開示府令第二号様式記載上の注意(59)f）。

なお、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の育成に当たっては、研修への参加、自習、社内検討等を通じて、体制を整備していくことも考えられます。

(2) 次の要件のいずれかを満たすこと

- 会社、その親会社、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社が、
- ① 外国の法令又は外国金融商品取引所の規則に基づき、法令又は規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
 - ② 外国に資本金20億円以上の子会社を有していること

①の国際会計基準について、各国における国際会計基準の受入れ（アドプション）の方法には、法制度等の違いにより様々な方法があると思われますが、受入れ方法の違いに関わらず、その内容が国際会計基準に合致していることが必要です。

(3) (1)の②及び③の要件を満たしていれば、翌年度以降も引き続き、指定国際会計基準を適用することができます。

2. 国際会計基準の指定

特定会社は、指定国際会計基準に従って連結財務諸表を作成することができますが、指定国際会計基準は、国際会計基準審議会(IASB)が公表した国際財務報告基準(IFRSs)のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めたもので、金融庁告示において示すこととしています。

改正府令に併せて、金融庁告示も公表しましたが、告示案をパブリックコメントに付した時点であ

る6月30日までに公表されたIFRSsについては、すべて指定国際会計基準と定めています。

7月1日以後定められたIFRSsについては、IASBによる公表から一年以内に指定国際会計基準として定めるかどうかの判断を行った上で告示するかどうかを決定します。

なお、告示の手続は、少なくとも年に2回程度行うことが考えられます。

国際会計基準を指定する際には、以下の点を確認する必要があります（連結財務諸表規則ガイドライン93）。

企業会計の基準案について

- (1) 内容が明確なものとして予め広く周知されていること
- (2) 関係者間で適切な議論がなされていること
- (3) 多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価していること
- (4) 公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたこと

なお、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)による解釈指針については、連結財務諸表規則のガイドライン（新設）において規定しています。

3. 並行開示

特定会社が指定国際会計基準に移行した場合、日本基準による財務情報についてどの程度の開示を求めるかに関して、日本基準を適用する企業の財務諸表との比較可能性、作成者の負担等を考慮し、指定国際会計基準の適用初年度において、

- (1) ① 日本基準による要約連結財務諸表の作成（2期分）
② 連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に係る事項（2期分）の記載
 - (2) 日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項（2期分）について概算額での記載
- を求めることとしました。

(1)及び(2)については、有価証券報告書の【経理の状況】ではなく、【事業の状況】において記載することとし、監査の対象外となります。

なお、(2)については、翌期以降も求めることとしていますが、日本基準と国際会計基準との差異が小さくなることに伴い、記載事項が減少していくことが考えられます。

(注) 米国基準適用会社が、指定国際会計基準を適用する場合には、上記(1)に相当する、米国基準による要約連結財務諸表の作成（2期分）及び連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に係る事項(2期分)の記載のみを求めることとしました。

4. 指定国際会計基準適用の開始時期

指定国際会計基準の適用は、期末から適用するケースと期首から適用するケースがありますが、期末から適用するケースについては、特例の取扱いを定めました。

例えば、2010年3月期について、日本基準による連結財務諸表を記載した有価証券報告書を提出した場合において、2011年3月期の第1四半期に係る四半期報告書に、2010年3月期に係る指定国際会計基準による連結財務諸表を記載した場合には、2010年3月期から指定国際会計基準を適用したと認められます。この制度は、国際会計基準の適用初年度において、国際会計基準による連結財務諸表が公表されていることは必要ですが、有価証券報告書に記載されている必要はなく、提出期限の定めもないこと、また、旧基準との並行開示も禁止されていないことから導入したものです。

なお、この制度は、指定国際会計基準の適用初年度のみに認められ、翌期以降には認められないことにご留意ください。（開示府令第四号の三様式記載上の注意(21)g・hを参照）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」](#)等及び[「企業内容等に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成21年12月11日）にアクセスしてください。

【お知らせ】

○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

- ① **株主にとっては、**
 - i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
 - ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなります。**
 - iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。
- ② **発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、**
 - i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなります。**
 - ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
 - iii) 株券喪失登録を行う必要がなくなります。
- ③ **証券会社にとっては、**
 - i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
 - ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続きが必要ですか？

- (1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。
- (2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。
ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

- (1) 特別口座の名義人との共同申請
 - (2) 以下のいずれかの書類を提出して申請
 - ① 相続を証する書面
 - ② 裁判の判決、和解調書など
 - ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）
- これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。

（注）上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないと言い切れません。

金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

（注）株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！ ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成 19 年 9 月 30 日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。また、利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

証券取引等監視委員会は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成20事務年度には、6,412件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
- ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
- ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
- ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
- ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
- ・ 上場会社の内部統制の問題

・・・ など



一般からの情報提供を求めるポスター

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）

・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報

・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/)からお願いします。

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、手数料や報酬を要求する、

などといった情報が多数寄せられています。

(注) 証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会 ・NPO法人 証券等監視委員会 ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会 など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託したりすることは一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、[金融庁金融サービス利用者相談室](#)又は[証券取引等監視委員会の情報受付窓口](#)まで情報をご提供いただくとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

◆ 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１

※（ＩＰ電話・ＰＨＳからは）０３－５２５１－６８１１

FAX：０３－３５０６－６６９９

◆ 証券取引等監視委員会情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：０３－３５８１－９９０９ FAX：０３－５２５１－２１３６

代 表：０３－３５０６－６０００ （内線３０９１、３０９３）

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q1： 金融検査マニュアルが改定になって、条件変更をしたときも貸出条件緩和債権に分類されない範囲が広がったのですけれども、要は、不良債権ではない範囲が広がったのですけれども、金融機関のほうは中身が変わらないので、引当てをきちんとしておきたいという声が結構あるのですが…。

A1. 声があると言ったって、そんなことで貸し渋りしていたら、検査官が見て「こら」と言うに決まっているのです。

Q2： 焦げた場合の準備金は、ちゃんと積んでおきたいという…。

A2. それは引当金ということなのでしょう。それはだって、不良債権の仕分けに入れていかないのでから。「入れなくても良い」という趣旨なのでから。にもかかわらず、引当金を積み立てていくことは、それぞれの財務内容の中で、そういうことを強化していくことは勝手ですよ、やらなければいけないことだとかはね。そのことと、そういう貸し渋りをしない、そうして返済猶予をしていくというような、そういう事態の中で引当金をあれして（積み立てて）いくということとはしなくても良い、ということで行くわけです。金融界は楽だと思えますよ。今までみたいに（金融）検査マニュアルで「こら」とやらないから。逆に、「何だ。貸出できるにもかかわらず、貸出余力はうんとあるのに、貸しても大丈夫なところに返済猶予もしていない、新規貸出もしていない、おかしいではないか」という、前にも言った業務改善命令は出していくわけでしょう。また、そういう業務をちゃんとやっているかどうか、というのは、今度、ちょっとひどいことをやっているのですよ。行内、銀行の行員の勤務評定に、ちゃんとそういうことをやっているかどうか、ということ勤務評定の基準にしようと言ったのです。これは、ちょっとあれしてまた言うと、「亀井っていうのはひでえな」と言うかもしれないですが、金融庁が、検査で銀行の人事考課まで手をつけてくるのだと。そういうことで、ちゃんと行員が社会的責任をきちんと果たしながら融資活動がやっていけるように、金融（検査）マニュアルにしても変えていくということですから、ある意味では、革命的なことをやったのですよね。小泉・竹中時代みたいな金融思想をがらっと変えて。何度も言っているように、コンサルタント的な機能、借り手を育てて、はじめて貸し手が存在し得るのだと。それを忘れて「財務体質の健全化」と言う、それは、本当は健全ではないのだけれども、財務体質の形式的な健全化だけを求めている検査をやらないと。真の意味の健全化。それは良い借り手を持つていくことなのです。（略）

【平成21年12月1日（火）閣議後記者会見】

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。



○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、[新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）](#)を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの[新着情報](#)や「FSA Newsletter」など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、[新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）](#)を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[新着情報](#)を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。



【11・12月の主な報道発表】

11月6日	アクセス	平成 21 年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等の公表について
11日	アクセス	受益証券発行信託の受益権の振替制度の導入に伴う関係政令・府省令の一部改正案についての意見募集
13日	アクセス	国際会計基準委員会財団（IASCF）モニタリング・ボードによるIASBとFASBの共同声明に対する声明の公表について
	アクセス	金融・資本市場に係る制度整備について
	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置について
16日	アクセス	株式会社アジア・ブルーに対する行政処分について
17日	アクセス	株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	味の素株式会社社員による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第 4 回審判期日開催について
18日	アクセス	株式会社コンコードについて
20日	アクセス	日新信用金庫に対する行政処分について
	アクセス	株式会社 Joule に対する行政処分について
	アクセス	PwC アドバイザリー株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
25日	アクセス	EBANCO HOLDINGS LIMITED(イーバンコ・ホールディングス・リミテッド)による新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令の決定について
26日	アクセス	「株券等の公開買付けに関する Q&A」の追加について
27日	アクセス	有限会社マストに対する行政処分について
30日	アクセス	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律政令案、内閣府令等案、監督指針等案、金融検査マニュアル案の公表について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	オリエンタル白石株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	オリエンタル白石株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	オリエンタル白石株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（3）
	アクセス	オリエンタル白石株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）

12月1日	アクセス	オリエンタル白石株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	オリエンタル白石株式会社の契約締結先社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	オリエンタル白石株式会社の契約締結先役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	S B I フューチャーズ株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等の公布予定等の公表について
	2日	アクセス 主要行等の平成21年9月期決算の概要
		アクセス 地域銀行の平成21年9月期決算の概要
	3日	アクセス 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する施行令、内閣府令等の公表について
		アクセス 株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る金融商品取引法違反審判事件の第4回審判期日開催について
		アクセス 株式会社ウィズダムキャピタルに対する行政処分について
4日	アクセス	貸金業制度に関するプロジェクトチーム第1回事務局会議の開催について（平成21年11月30日開催）
	アクセス	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針、金融検査マニュアル等の公表について
	アクセス	株式会社ゆうちょ銀行及び郵便局株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社かんぽ生命保険及び郵便局株式会社に対する行政処分について
7日	アクセス	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
	アクセス	資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等の公表について
	8日	アクセス 「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
9日	アクセス	株式会社東和銀行及び株式会社高知銀行に対する資本参加の決定について
	アクセス	金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告の公表について
10日	アクセス	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議の開催について
11日	アクセス	フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	アクセス	「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見募集
	14日	アクセス 株式会社コンコードについて
	アクセス	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係）（案）」の公表について
16日	アクセス	コスモ証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について（平成21年7～9月期）

17 日	アクセス	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」の公表について
	アクセス	「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」の公表について
	アクセス	金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）の公表及び同骨子（案）に係る御意見の募集について
	アクセス	「バーゼル銀行監督委員会による銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書の公表について」を更新しました。
18 日	アクセス	経営健全化計画の履行状況報告について
	アクセス	国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例の公表について
21 日	アクセス	コモドインベストメント株式会社に対する行政処分について
22 日	アクセス	外国損害保険業の免許について
	アクセス	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する施行令、内閣府令等」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針、金融検査マニュアル等」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
	アクセス	平成 21 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	平成 2 2 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について
	アクセス	保険法等の施行に伴う政令及び内閣府令等の公布について
	アクセス	タイコム証券株式会社について
	アクセス	主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
	アクセス	系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
25 日	アクセス	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
	アクセス	保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
	アクセス	株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	山崎建設株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	公認会計士の懲戒処分について
	アクセス	共済事業の規制のあり方に係る検討について
	アクセス	平成 22 年度予算及び機構・定員について
	アクセス	指定格付機関の指定に係る金融庁告示の制定について
	アクセス	平成 21 年金融商品取引法等の一部改正等に係る企業内容等の開示制度における内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
28 日	アクセス	朝日火災海上保険株式会社等に対する行政処分について
	アクセス	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等の公表について
	アクセス	「第 2 回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。